令和５年２月27日

教育委員会事務局生涯学習文化財課

「博物館法施行細則」の全部改正に関する

意見公募について（意見公募要領）

　「博物館法施行細則」の全部改正にあたり、広く市民の皆さまから御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

１　意見公募期間

令和５年３月１日（水）から令和５年３月15日（水）まで

２　資料入手方法

　　教育委員会事務局生涯学習文化財課、市庁舎３階市民情報センター、各区役所広報相談係にて閲覧・配布を行います。

３　意見提出方法

「意見提出用紙」に御記入の上、次のいずれかの方法により御提出願います。

（１）電子メールの場合

電子メールアドレス：ky-syobun@city.yokohama.jp

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課　意見公募担当　あて

メール件名に「意見公募」と記載してください。

（２）郵送の場合

郵送先：〒２３１－０００５　横浜市中区本町６丁目50番地の10

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課　意見公募担当　あて

（３）ＦＡＸの場合

送信先ＦＡＸ番号：０４５－２２４－５８６３

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課　意見公募担当　あて

４　注意事項

（１）いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

（２）いただいた御意見の内容につきましては、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

（３）御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

（４）電話や口頭による御意見への対応はしておりませんので、あらかじめ御了承ください。

５　お問合せ先

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課　意見公募担当　あて

電話番号：０４５－６７１－３２８４

電子メールアドレス：ky-syobun@city.yokohama.jp